

告 発 状

告発人 別紙 告発人目録の通り

被告発人 別紙 被告発人目録の通り

右告発人 北 村 哲 男

同 上 田 清 司

同 池 田 元 久

同 海江田 万 里

同 横 路 孝 弘

同 仙 谷 由 人

同 佐々木 秀 典

同 枝 野 幸 男

同 細 川 律 夫

同 坂 上 富 男

同 福 岡 宗 也

同 千 葉 景 子

同 小 川 敏 夫

同 角 田 義 一

同 江 田 五 月

同 築 瀬 進

東京地方検察庁

検事正 甲斐中 辰夫 殿

一. 告発の趣旨

被告発人らの左記所為は、刑法第二四六条第一項ないし第二項の詐欺罪ならびに証券取引法第一五八条、同第一九七条第一項第六号の偽計による有価証券募集罪、および刑法第六〇条に該当すると思料するので、被告発人らの厳重な処罰を求めため告発する。

二. 当事者

(一) 告発人ら(別紙告発人目録)は、民主党金融安定化プロジェクトチームに所属する国会議員である。

(二) 被告発人山口公生(きみお)は、現在、日本開発銀行理事であるが、平成九年四月ないし五月当時は、大蔵省銀行局長として国内銀行の業務検査権限を有する大蔵省の担当局の指揮監督権限を有していたものである。

被告発人中井省(せい)は、現在、財政金融研究所所長であるが、平成九年四月ないし五月当時は、大蔵省銀行局担当大臣官房審議官として、国内銀行の業務検査を有する大蔵省の銀行局の業務内容全般を知りうる者であったものである。

被告発人窪田弘は、平成九年四月ないし五月当時は、日本債券信用銀行の頭取であったものである。(平成九年八月辞任)

被告発人東郷重興(しげおき)は、平成九年四月ないし五月当時は、日本債券信用銀行の副頭取であったものである。

三. 告発の事実

(一) 被告発人窪田弘、同東郷重興は、他の被告発人らと共に共謀のうえ、平成九年五月頃、日本債券信用銀行(以下「日債銀」という。)の増資引き受け募集のため、別紙出資者目録記載の大手銀行、生命保険会社、損害保険会社ら、民間の金融機関に対し、日債銀の第三分類債権、すなわち回収に重大な懸念のある債権が、真実はその後の大蔵省検査の結果認められたとおり約一兆一〇〇〇億円もあり、そのことを日債銀の頭取、副頭取の地位を通じて知悉していたにもかかわらず、平成九年四月にはあたかも四七〇〇億円程度であることを確認したかのように虚偽の報告をし、同年

五月一九日には日債銀から「検査の結果、第三分類債権は七〇〇〇億円の見込み」と、同月二〇日には大蔵省から「第三分類は七〇〇〇億円」とそれぞれ連絡し、そして生命保険会社及び損害保険会社らに対し同月三〇日には大蔵省大臣官房審議官名義の確認書(添付書類(一))を作成し交付し、各金融機関に対し、別紙出資者目録記載の通り総額金二一〇七億円の増資引き受けの要請を行った。

第三分類債権については五〇%の貸し倒れ引当金を積み立てなければならないものであるから、真実の第三分類債権の金額を報告すれば日債銀の債務超過の事実が明らかになり、増資引き受けに応じてもらえなくなることを知りながら、敢えて債務超過の虞のあることを隠蔽し、当初の見解を「検査の結果」と称して修正した上でその危険性がないと確認したかのように報告し、さらに日債銀および大蔵省から重ねて連絡することで前記民間金融機関の取締役などに再建により回収可能であることは確実であると信じ込ませて増資に応じさせ、よって別紙出資者目録記載の通り、別紙出資者目録記載の金融機関に合計金二一〇七億円の出資をさせたものである。

(二)被告発人山口公生及び同中井省は他の被告発人らと共謀のうえ、平成九年四月上旬、別紙出資者目録の民間金融機関の取締役らに対し、「日債銀は絶対に立ち直る。御行にとっても良質な投資だ」「日債銀の立派な再建計画がまとまった。是非増資に協力して欲しい。自分個人でも株を買いたいくらいだ。」と申し向けて、もって、国内銀行の検査権限を持ち、国内銀行の内部情報を知りうる大蔵省銀行局担当者として、日債銀の営業成績は順調に成長するものとの事実根拠を置いた判断がなされていることを示し、日債銀への出資を要請した。

同年五月下旬、日本生命相互保険会社外数社の生命保険会社に対し、日債銀への資金拠出を強く迫ったうえ、なお、資金回収に懸念を表明する会社責任者を信用させる目的で、増資がなされなければ日債銀は破綻する見込みであるが、増資がなされれば日債銀の再建は可能であるなどの内容の「確認書」(平成九年五月三〇日付)(添付書類(一))を提出し、増資がなされれば日債銀の再建がなされ、日債銀に対する債権も回収可能となるとの断定的判断を示した。

同確認書第二項には「大蔵省は、全関係金融機関の同意が得られ今回の再建策が実行されれば日債銀の再建が可能である旨、確認する。」と記載され、大蔵省銀行局担当大臣官房審議官である被告発人中井省の記名捺印がある。

しかしながら、同確認書が出された平成九年五月下旬には、被告発人らは、日債銀がすでに債務超過に陥っていたこと、すなわち回収に重大な懸念がある第三分類債権が一兆円をはるかに超えており、予定どおり増資したとしても尚債務超過の状

態であることを検査の過程で知悉するに至っていながら、これを隠した上で、増資を得られれば日債銀の再建は可能であるとの確認書を作成し、交付することにより再建可能と信じ込ませて、いわゆる奉加帳方式の増資を要請したうえ、民間金融会社から別紙出資者目録記載の通りの合計金二一〇七億円の出資に応じさせたものである。

(三)被告発人らの右所為は、共謀のうえ、

　　人を欺いて、財物を交付させ、又は他人(日債銀)に財産上不法の利益を得させたものであって、刑法第二四六条第一項ないし第二項及び同法第六〇条に該当すると共に、

　　有価証券の募集に際し、偽計をもってこれを行ったもので、証券取引法第一五八条、同第一九七条第一項第六号、及び刑法第六〇条に該当するものである。

四. 立証方法

(一) 参考人 日本生命保険相互会社 代表取締役社長 宇野邦夫

(二) 参考人 同 代表取締役副社長 名原剛

(三) 参考人 日本債券信用銀行 元副頭取 岩城忠男

(四) 参考人 日本債券信用銀行 元会長 頼川史郎

(五) 「確認書」 作成者 中井省 名原剛

(六) 「日債銀の検査結果をめぐる動き」 作成者 上田清司

五. 添付書類 (このファックスボックスには入力していません)

(一) 「確認書」 作成者 中井省 名原剛

作成年月日 平成九年五月三〇日

(二) 「日債銀の検査結果をめぐる動き」

作成者 上田清司

作成年月日 平成一一年二月一七日

(別紙)

出資者目録

出資銀行および会社	出資額(単位:億円)
(銀行)	
日本興業	170
日本長期信用	120
東京三菱	80
第一勧業	80
さくら	50
三和	35
富士	35
大和	35
東海	35
あさひ	20
住友	20
中央信託	20
(銀行12行 小計)	700
(生保・損保会社)	
日本生命	282.5
三井生命	175
東邦生命	112.5
日本団体生命	87.5
住友生命	162.5
第一生命	62.5
東京生命	40
協栄生命	42.5
第百生命	35

朝日生命	62.5
明治生命	40
平和生命	15
太陽生命	15
富国生命	22.5
第一火災海上	65
住友海上火災	25
三井海上火災	25
安田火災海上	25
東京海上火災	20
千代田火災海上	15
同和火災海上	10
大東京火災海上	-
その他 損保八社合計	67
(生保・損保22社 小計)	1407
総 合 計	2107

(別紙) 告発人目録

東京都千代田区永田町二丁目 衆議院議員会館内

衆議院議員 北村 哲 男

同 上 田 清 司

同 池 田 元 久

同 海江田 万 里

同 横 路 孝 弘

同 仙 谷 由 人

同 佐々木 秀 典

同 枝 野 幸 男

同 細 川 律 夫

同 坂 上 富 男

同 福 岡 宗 也

東京都千代田区永田町二丁目 参議院議員会館内

参議院議員 千 葉 景 子

同 小 川 敏 夫

同 角 田 義 一

同 江 田 五 月

同 築 瀬 進

(以上一六名)

(別紙) 被告発人目録

東京都*****

山口公生 昭和一九年八月二〇日生まれ

東京都*****

中井省 昭和二〇年三月一五日生まれ

住所不詳(東京都葛飾区小菅一丁目三五 東京拘置所内)

窪田弘 昭和六年七月四日生まれ

住所不詳(東京都葛飾区小菅一丁目三五 東京拘置所内)

東郷重興 昭和二四年七月二二日生まれ

※告発状の実物には非告発人の住所が記載されていますが、個人プライバシー保護の観点から掲載していません。